

税務署の処分に不服があるとき



税務署の処分に納得できないのですが…

異議申立て・審査請求・訴訟

税務署長が行った処分に不服があるときは、その処分の取消しや変更を求める不服申立てをすることができます。

① 異議申立て

- 税務署に申告した所得や税額が少なかったり、確定申告をしなければならない人が申告しなかったときは、税務署長は、調査した結果に基づき、更正、決定などの処分を行います。また、未納の税額があり督促をしてもなお納付されないときは、差押えなどの処分を行います。
- このような処分に不服があるときは、処分の通知を受けた日の翌日から2か月以内に、税務署長に対して「異議申立て」をすることができます（下図①参照）。
- 税務署長は、その処分が正しかったかどうか、改めて見直しを行い、その結果「異議決定」を納税者に通知します。

注1:この異議決定により、納税者にとって不利となるような変更がされることはありません。
注2:異議申立てから3か月を経過しても異議決定がない場合には、国税不服審判所長に審査請求をすることができます。

② 審査請求

- 税務署長の異議決定を受けた後、なお処分に不服があるときは、異議決定の通知を受けた日の翌日から1か月以内に、国税不服審判所長に対して「審査請求」をすることができます（下図②参照）。

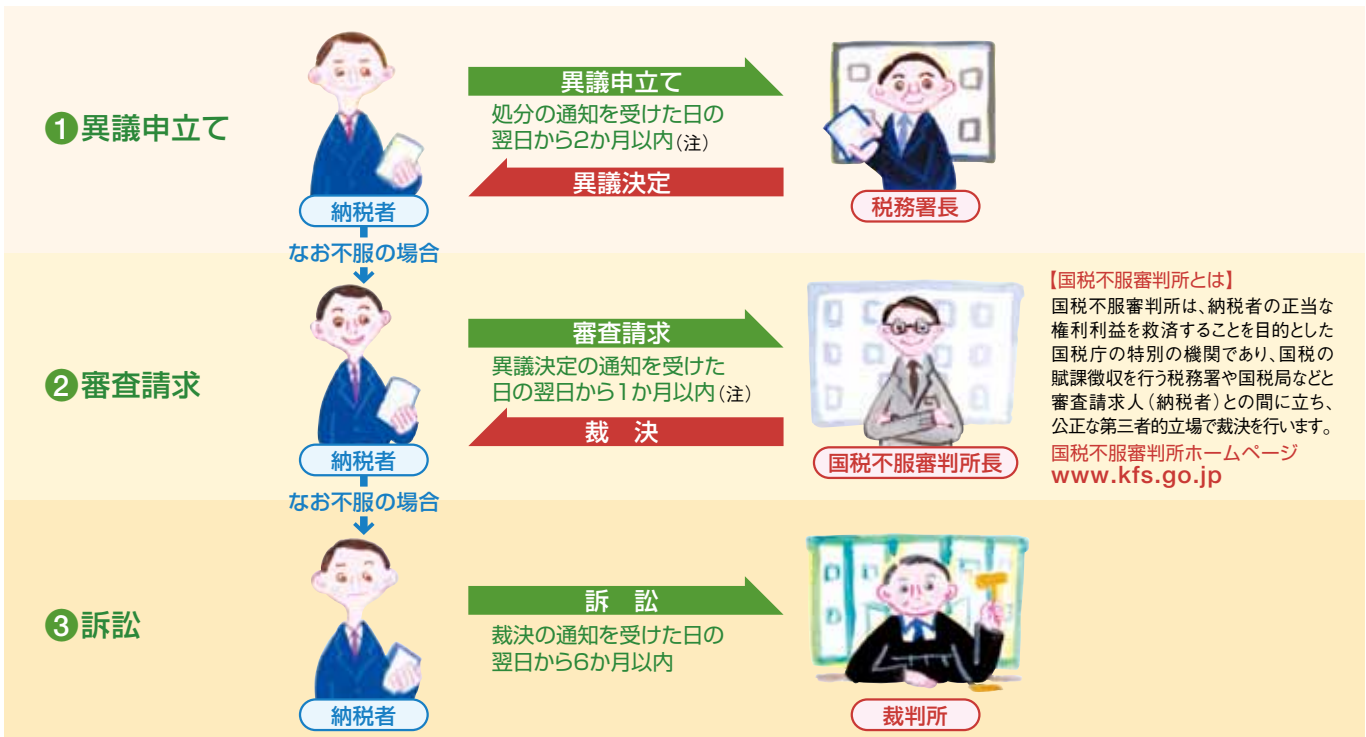
注1:処分をした税務署長を経由して行うこともできます。
注2:青色申告書に係る更正に不服があるときなどは、異議申立てを経ないで、直接、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- 国税不服審判所長は、納税者の不服の内容について審査し、その結果「裁決」を納税者と税務署長に通知します。

注1:この裁決により、納税者にとって不利となるような変更がされることはありません。
注2:審査請求から3か月を経過しても裁決がない場合には、裁判所に訴訟を起すことができます。

③ 訴訟

- 国税不服審判所長の裁決を受けた後、なお処分に不服があるときは、その通知を受けた日の翌日から6か月以内に裁判所に「訴訟」を起すことができます（下図③参照）。



注:災害等の理由により異議申立て又は審査請求をその期限までにできないときは期限が延長されます。詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)又は国税不服審判所ホームページ(www.kfs.go.jp)をご覧ください。